

件名	愛媛県公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例					
主管課	保健福祉課					
根拠法令等						
<p>【改正の概要】</p> <p>愛媛県立衛生環境研究所の移転整備に伴い、施設の位置を変更するため、この条例の一部を改正しようとするものである。</p> <p>別表第1（第2条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">愛媛県立衛生環境研究所</td> <td>【改正前】松山市</td> </tr> <tr> <td>【改正後】東温市</td> </tr> </tbody> </table> <p>（設置）</p> <p>第2条 県は、公の施設を別表第1及び別表第2のとおり設置する。</p>		名称	位置	愛媛県立衛生環境研究所	【改正前】松山市	【改正後】東温市
名称	位置					
愛媛県立衛生環境研究所	【改正前】松山市					
	【改正後】東温市					
施行日	令和4年4月1日					
<p>【その他参考事項】</p> <p>○新施設所在地：愛媛県東温市見奈良 1545 番地 4</p>						